

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

国等の機関の長が建築主の場合は
様式第二十四「通知書」を使用

(第一面)

届出書

所管行政庁に届出する日を記入

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

・法人の場合は代表者の氏名を併せて記入

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

○○県○○市○○区○○町○○番地
株式会社 近畿建築行政会議
代表取締役 近畿 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出
 法附則第3条第2項前段の規定による届出
 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

通常の届出
 通常の届出+評価書
 特定増改築
 特定増改築の届出+評価書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 附則（抄）
(経過措置)

H29.4.1 時点で存在していたもの

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行う特定増改築（特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるものをいう。以下この条において同じ。）については、当分の間、第3章第1節の規定は、適用しない。

2 建築主は、前項の特定増改築（一部施行日から起算して21日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る。）をしようとするときは、その工事に着手する日の21日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

(第二面)

●【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 <i>カブシカイシャ キンケンチクキョウセイカイ`ダイヒョウトリシマリヤク キンキ タロウ</i> 【ロ. 氏名】 <i>株式会社 近畿建築行政会議 代表取締役 近畿 太郎</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>123-0000</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地</i> 【ホ. 電話番号】 <i>123-456-7890</i>	・第一面の届出者と同じ ・代理者に委任されている場合は 委任状の「委任者」と同じ
●【2. 代理者】 【イ. 氏名】 <i>行政 二郎</i> 【ロ. 勤務先】 <i>行政 建築士事務所</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>123-0000</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地</i> 【ホ. 電話番号】 <i>012-345-6789</i>	・建築主から委任を受けて届出する場合に記入 ・委任状の「代理者」と同じ
【3. 設計者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 <i>【2. 代理者】と同じ</i> 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】	代理者と設計者が同じ場合は 「【2.代理者】と同じ」と記入しても可
【4. 備考】 <i>株式会社近畿建築行政会議本社新築工事</i>	工事名称(又は建築物名称)を記入

建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、
代表となる者を第二面に記入し、他の建築主又は設計者は別紙に必要事項を記入して添付

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番		
【2. 敷地面積】	500	m ²	
【3. 建築面積】	200	m ²	届出対象建築物の面積を記入 増改築の場合は全体の面積
【4. 延べ面積】	750	m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上)	3	階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物 住宅 + 非住宅の場合
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体	戸	【6.建築物の用途】で、「共同住宅等」 「複合建築物」を選択した場合のみ記入
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 別棟増築は「新築」、 一棟増築は「増築」に該当
【9. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	(750 m ²)	(750 m ²)	「床面積」と「開放部分を 除いた床面積」が異なる 場合は根拠資料を添付
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	増築部分 (m ²)	(m ²)	
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	改築部分 (m ²)	(m ²)	
【10. 構造】	鉄筋コンクリート	造	一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)	H29.4.1に現存する建築物で 特定増改築を行う場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)	気候風土適応住宅の認定を 受けた場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)	H28.4.1に現存する建築物で 基準緩和の適用を受ける場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
【14. 該当する地域の区分】	6	地域 「5」～「7」のいずれか 参考資料「地域の区分」参照	
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	【イ. 非住宅建築物】 「非住宅」の場合のみ記入		
	(一次エネルギー消費量に関する事項)		
	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準		
	基準一次エネルギー消費量	GJ/年	「その他一次エネルギー消費量」を 含む値を記入
	設計一次エネルギー消費量	GJ/年	

「開放部分を除いた床面積」とは
内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された
開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものの床面積を除いた床面積

基準省令第1条第1項第1号イの基準：標準入力法
基準省令第1条第1項第1号ロの基準：モデル建物法

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

BEI (小数点第二位未満を切り上げ)

・ 標準入力法の場合

「その他一次エネルギー消費量」を除いた値で算出

・ モデル建物法の場合

BEImを記入

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分

(第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分

(第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分

(第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分

(□第1号□第2号)

BEI ()

□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分

(□第1号□第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

□基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

□基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

□基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日

工事着手日の21日前までに届出

【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【18. 備考】

・評価対象がない(計算の必要がない)場合は、その旨を記入

・増改築で建築物全体で基準に適合しない場合、増改築に係る部分の一次エネルギー消費量に関する事項を記入

・非住宅建築物である場合は添付不要
 ・複数の住戸に関する情報を集約して記載することにより、
 記載すべき事項の全てが明示された別の書面を添付する
 場合は添付不要【参考様式について（第四面別紙）】

(第四面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】			
【2. 住戸の存する階】		階	
【3. 専用部分の床面積】		m ²	
【4. 住戸のエネルギー消費性能】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準			
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準			
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準			
基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
BEI	()		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準			
BEI	()		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			

【換気】換気設備 ()
効率 ()
【照明】照明設備 ()
【給湯】給湯設備 ()
効率 ()

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3. 第二面関係

- ① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9. 建築物の床面積】の欄は、【8. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。
- ④ 【9. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3) 【ハ．共同住宅等】及び【ニ．複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体（複合建築物の場合は住宅部分全体）での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所が

ある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

- ⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑪ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

(参考資料) 地域の区分

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国交告第265号） 別表10抜粋

都道府県名	地域の区分	市町村
滋賀県	5	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野州市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	6	近江八幡市、草津市、守山市
京都府	5	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
	6	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎市、久御山町、井手町、精華町、伊根町
大阪府	5	豊能町、能勢町
	6	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	7	岬町
兵庫県	4	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
	5	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、兵庫県 養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町、（旧温泉町に限る。）
	6	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。）、新温泉町（旧浜坂町に限る。）
奈良県	4	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
	5	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
	6	奈良市（旧都祁村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。）、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	4	高野町
	5	田辺市（旧龍神村に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、日高川町（旧美山町に限る。） 橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
	6	海南市、橋本市、有田市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。）、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津町に限る。）、上富田町、北山村
	7	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
備考		
この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		